

〈研究論文〉

中国の企業体制改革における法整備

葉 剛 ・ 泉川 友樹

【要旨】

本稿は中国の改革開放政策実施後、中国が企業の設立と運営に関わる法律をどのように整備していったのかをまとめ、考察を加えたものである。改革開放前の中国は政府の生産計画の実行部隊に過ぎなかった国有企業が経済活動の大部分を占めていたが、改革開放に伴い民営経済の発展が容認・支持され、外資の導入も図られたため、法整備は憲法や会社法のような全企業形態共通のもののほか、国有企業、民営企業、外資企業と分けられてそれぞれが慎重に進められた。しかし、中国の WTO 加盟に伴い内資企業と外資企業に対する公平で平等な環境整備が目指され、外資企業に関して3つに分かれていた法律も一本化されて2020年1月1日に「外商投資法」が施行された。本稿ではこのような過程を整理することで、中国は今後国有、民営、外資を問わず、可能な限り共通のルールを整備しようとしていることを確認した。

キーワード：改革開放、企業体制改革、法整備、WTO 加盟、外商投資法

1. はじめに

1.1 本稿の目的

中国は1949年10月1日の建国後「社会主義改造」という過渡期を経て国有企業と集団所有企業が経済活動のほぼ全てを担う「社会主義計画経済」を確立した。この段階で国有企業は政府が策定する生産計画を実行する機能部門に過ぎず、企業としての主体性や発展へのインセンティブを持ちえなかった。小宮は(1989:70)、「工廠」と呼ばれた中国の国有企業の特徴を日本企業と比較し「研究開発、生産計画、設備投資計画、マーケティング、人事等について中国の『工廠』は工業生産における意思決定の中心的主体ではなく『企業』とはどうも言いえない存在である」と論断した¹。中国のこのような体制は社会の実勢の変化に対応できず国家財政を圧迫したことから改革を迫られることになり、1978年に始動した改革開放政策では国家の所有権と企業の経営権の分離が行われ、企業の主体性や生産効率の向上が図られた。もともと政府の一機能部門であった国有企業の「企業」としての法的地位はあいまいであり、国务院や共産党の公布する規定によってさまざまな決定がなされていたが、上記の

改革によって中国は国有企業を「企業・会社」として法的に位置づけ、権利と義務を明確化する必要性が生じたことから、一連の法整備がスタートすることになった。また、改革開放政策では民営企業の発展や外資企業の設立も目指されたことから、これらの企業に関する法整備も行われることとなった。その後、中国は2001年に世界貿易機関（WTO）に加盟し、国際ルールの上に経済活動を行うことを指向した。そのため、中国はWTOのルールにそぐわない独自のルールを徐々に改正、撤廃していった。2019年には「外商投資法」が制定され、従来の合弁、合作、独資等の形態でそれぞれ異なっていた法律が一本化された。

本稿ではこのような中国の改革開放政策に伴って生じた企業体制改革における法整備の過程・変遷をレビューし、各段階における法整備の特徴と意義を明らかにするとともに中国の今後の改革の方向性を考察する。対象は国有企業、民営企業、外資企業とする。尚、本稿でいう「法整備」とは全国人民代表大会（全人代）及び全人代常務委員会が制定・改正する「憲法」「法律」のほか、国务院が制定する「实施条例」「实施细则」や行政通達等も含むものとする。ちなみに、本稿で特に注釈がない限り、法令訳文の資料としては射手矢好雄（編集代表）の『中国経済六法 2020 年版』を用いる。

1.2 本稿の構成

第1章では本稿の目的、構成、先行研究、分析方法について述べる。第2章では各段階における中国の政策と法整備の関係性、制定された法律の内容と特徴を概観する。第3章では「外商投資法」の特徴及び制定の意義について分析する。第4章では結論を述べ、中国の企業体制改革における法整備の現状及び展望を示す。

1.3 先行研究

中国の企業体制改革における法整備についての先行研究は「整備過程における政治的背景や制定過程について分析したもの」と「制定された法律の内容及び特徴に着目したもの」に大別される。また、国有企業、民営企業、外資企業等、制定された法律の適用対象によって個々に分析する研究も多い。以下に代表的な研究事例を記す。

葉（2012）は中国共産党の会議の文献や政策制定に関わる人物の回顧録等の資料を用い、生産手段の公的所有から私的所有への移行（生産手段の私有化）を巡る中国の法律・法令体系の再整備を時系列的に整理し、中国の経済体制の移行は必ずしもはっきりした目標を立て、それに基づいて進んできたわけではなく、生産手段所有制度の変容が紆余曲折を経ながら今日の形に辿りついたとした²。

周（2010）は中国における国有企業の民営化の過程を法的な観点から分析した。中国の法律規範として、憲法、法律、行政法規、地方法規、民族自治法規、経済特区の規範等が存在し、中国の法体系は行政法規が多いことにその特徴があることを示した上で、営利性の追求を目的とし株式会社への組織形態変更が主な手法となっている中国の民営化改革に対し、公

共性確保及び社会サービス確保の観点から疑問を呈した³。

張（2008）は企業財務・会計の法制に着目し、1993年に制定された「会社法」に合わせて会計制度も改革され「登録会計士法」の制定や1999年の「会計法」改正が行われたことを示した。その上で、社会主義市場経済体制をさらに進める中で行われた2005年の「会社法」改正過程における最低登録資本金の引き下げを巡っては学界でも意見が分かれていたことを紹介し、最終的には登録資本金額は引き下げられたものの制限は残され不十分であったこと、中国の社会主義市場経済の改革が道半ばであることを指摘した⁴。

尹（2012）は中国の企業法体系と適用関係を分析し、中国の企業法の法体系は従来「所有制基準」に基づく立法モデルを採用し「公有制」か「私有制」によって法律が分けられており、所有制によって企業を分類することは、実質的には「所有制による差別化」であり、国有企業の優越的な地位を保障することを意味していたが、それを「会社法」の制定によって転換したと指摘した。その上で「会社法」で定める会社形態に転換していない企業に関してはそれぞれの企業類型に即した従来の法律が適用され、会社形態に転換した場合は「会社法」が適用されるとした。ただし、外資に関する法律では別段規定がある場合はその規定を適用するとされていることから「会社法」と外資に関する法律を「一般法と特別法の関係」で整理できるとした⁵。

これらの先行研究は中国の企業体制改革における法整備が紆余曲折を経ながら進められていることを示すものであり、本稿の研究を進める上で有効な示唆を与えるものであるが、各段階に法整備の特徴を時間的変遷で総合的に捉え分析したものは多くない。

2. 各段階における法整備

2.1 建国～改革開放政策前（1949年～1978年）

中華人民共和国成立前の中華民国政府の時期には、1914年に「会社条例」、1926年に「会社法」が制定された（1946年に改正）。この法律に基づき、国有企業や家族経営の色彩が強い民営企業が経済活動を行っていたが、1949年の中華人民共和国成立に伴い、上記の法規は廃止された⁶。その後、中国は企業を政府部門の実行部隊として再編したため「会社」の持つ独立した法人格が否定され、企業に関する法整備は事実上行われなかった。

2.2 改革開放政策後～WTO加盟前（1978年～2001年）

1978年12月に行われた中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議（三中全会）において国家目標の中心が経済建設に移った⁷。その後、国有企業への経営自主権の拡大や所有権と経営権の分離、民営企業の拡大、外資導入等の方針が確定し、中国はそれに伴う法整備を進めていくことになった。

2.2.1 全企業形態共通の法整備・法改正

2.2.1.1 憲法

三中全会の決定を受け、1982年12月4日に全人代で憲法が改正された。社会主義公有制、計画経済等の体制は温存された一方で、国営企業、民営企業、外資企業の法的地位が憲法上保障された。関連する主な条文は下記の通りである⁸。

中華人民共和国の社会主義経済制度の基礎は生産財の社会主義公有制、即ち全民所有制と労働群衆集団所有制である（第6条1項）。

国営経済は社会主義全民所有制経済であり、国民経済の中の主力である。国家は国営経済の確立と発展を保障する（第7条）。

国営企業は国家の統一指導と国家計画の全面的完遂という前提の下、法律の規定する範囲内において経営管理の自主権を有する（第16条1項）。

法律の範囲内における都市部労働者個人経営経済は、社会主義公有制経済の補完である。国家は個人経営経済の合法的権利と利益を保護する（第11条1項）。

中華人民共和国は外国の企業やその他の経済組織または個人が中華人民共和国の法律の規定に基づき中国で投資を行い、中国の企業またはその他の経済組織と各種形式の経済協力を行うことを許可する（第18条1項）。

中国域内の外国企業やその他の外国の経済組織及び中外合弁経営の企業は、すべて中華人民共和国の法律を遵守しなければならない。彼らの合法的権利と利益は中華人民共和国の法律の保護を受ける（第18条2項）。

その後、憲法は改革開放政策の実施と社会状況の変化に伴い、1988年4月12日、1993年3月29日、1999年3月15日、2004年3月14日、2018年3月11日に全人代で改正が行われ、いずれも同日に施行された。中国の経済体制や企業形態についてもより明確な調整と規定がなされた。2001年までの改正による主な変更点は以下の通りである。

国家は私営経済が法律の規定する範囲で存在し、発展することを許可する。私営経済は社会主義公有制経済の補完である。国家は私営経済の合法的権利と利益を保護し、私営経済に対して指導、監督、管理を行う（88年憲法。第11条に追加）。

国家は社会主義市場経済を実施する。国家は経済立法を強化し、マクロコントロールを改善する。国家は法に基づき、いかなる組織または個人による社会経済秩序のかく乱も禁止する（93年憲法。第15条を改正。「社会主義市場経済」が憲法で明記された）。

国有企業は法律の規定する範囲内で自主経営を行う権利を有する。国有企業は法律の規定に基づき、従業員代表大会やその他の形式で民主管理を実行する（93年憲法。第16条を改正。「国営企業」の名称が「国有企業」に改められるとともに、国家の指導や計画の完遂が強調されなくなり、自主経営が強調されることになった）。

（前略）国家の根本的な任務は、中国の特色ある社会主義建設の道に沿い、力を結集して

社会主義現代化建設を行うことである。中国の各民族は中国共産党の指導の下、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論の導きの下、社会主義の道を堅持し、改革開放を堅持し、社会主義の各制度を絶えず改善し、社会主義市場経済を発展させ、社会主義民主を発展させ、社会主義法制を健全化し、自力更生と刻苦奮闘に努め、工業、農業、国防及び科学技術の現代化を徐々に実現し、我が国を富強で、民主的で、文化的な社会主義国家に作り上げていくであろう（99年憲法。前文を改正。これにより「鄧小平理論」が憲法に盛り込まれるとともに「社会主義市場経済を発展させる」ことが国家の任務として明記された）。

法律で規定する範囲内の個人経営経済、私営経済等の非公有制経済は社会主義市場経済の重要な構成部分である。国家は個人経営経済、私営経済の合法的権利と利益を保護する。国家は個人経営経済、私営経済に対し指導、監督と管理を行う（99年憲法。11条を改正。これにより、個人経営経済や私営経済が社会主義市場経済の「補完」から「重要な構成部分」に格上げされた）。

2. 2. 1. 2 会社法

1988年の憲法改正で私営経済が認められ、1993年の憲法改正で「社会主義市場経済」が明記されるとともに、国有企業の自主経営が強調されるようになったことから、国有企業、民営企業、外資企業の法的地位や権利と義務等を明確にする必要が生じた。これに伴い、全人代常務委員会で1993年12月29日に「会社法」が制定され、1994年7月1日に施行された。「会社法」により、企業の形態、管理機構、設立条件、解散及び清算、株式発行等が定められ、現代的なコーポレート・ガバナンスを行うための土台が整った。

「会社法」は現代的企業制度のニーズに適応し、会社の組織及び行為を規範化し、会社、株主、及び債権者の合法的権益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するために制定され（第1条）、会社の組織形態は有限責任会社及び株式会社とされ（第2条）、これらはいずれも企業法人であるとされた（第3条）。その上で、自主経営と損益自己負担も明記された（第5条）。また、権力機構として「股东会」（日本の株主総会に相当する。以下同じ）、執行機関として「董事会」（日本の取締役会に相当する。以下同じ）、監査機関として「監事会」（日本の監査役会に相当する。以下同じ）の設置が明記された。ただし、特別規定が設けられた国有独資会社は股东会を設けないことが規定されたほか、外資企業については原則として会社法を適用するが、外資に関する別途規定がある場合はその規定を適用するとされ、中国内資企業との区別が図られた。

「会社法」制定により「股东会」「董事会」「監事会」といった現代的な企業管理の仕組みが明記され、これまで国有企業と民営企業が異なるルールで経済活動を行っていた問題が改善され、外資企業や国有独資会社等の一部の例外を除いてルールが一本化されたのは社会主義市場経済を推進する上で評価できる。しかし、この段階では会社設立にあたり政府

部門の認可が必要な分野が多く残っている等、社会主義計画経済の影響も多く見られた。

その後「会社法」は国有独資会社の監事を国务院または国务院が授権した機構、部・委員会が派遣した人員及び会社の従業員代表で構成されることを明記する等の小幅な改正が全人代常務委員会で 1999 年 12 月 25 日に行われ、同日に施行された。

2.2.2 国有企業に関する法整備・法改正

改革開放前の中国の企業は大部分が国有企業だった。1993 年の「会社法」施行前の国有企業は政府部門の傘下であり、法人としての法的地位があいまいであったため、国有企業に関する「法整備」は国务院の行政通達の形を採ることが多かった。

まず 1979 年 7 月 13 日に国务院が「国营工業企業経営自主権の拡大に関する若干規定」と「国营企業の利潤留保を実施することに関する規定」を公布した。次いで 1984 年 5 月 10 日には国务院が「国营企業の企業自主権をさらに拡大することに関する暫定規定」を公布した。

1988 年 4 月 13 日には全人代で「全民所有制工業企業法」が制定され、同年 8 月 1 日に施行された。同法第 2 条では国有企業と集団所有企業を自主経営、損益自己負担、独立採算の社会主義商品生産・経営単位であると定義した。

これらの動きは組織形態の明確化というよりは、国有企業の経営自主権を拡大し、内部留保を認めることにより、国有企業の生産性の向上を目指した政策的意図の強いものであったが、政府が経営自主権を移譲することがのちの国有企業の「会社化」への移行の土台となったと評価することができる。

2.2.3 民営企業に関する法整備・法改正

社会主義計画経済を実施していた時期の中国は国有企業が経済活動において絶対的な地位を占めていたため、民営企業はほとんど存在していないに等しかった。改革開放後の 1981 年 7 月 7 日に国务院が公布した「都市部非農業個人経営経済に関する国务院の若干の政策性規定」で「我が国の社会主義の条件下で、国家の政策と法律を遵守し、社会主義建設に奉仕し、他者を労働させ搾取をしない個人経営経済は国营経済と集団経済の必要な補完である」とされ、個人経営の道が開かれたが、国有経済の補完という位置づけであり、国有経済や集団所有経済とぶつからない領域で、ごく小規模な経営が認められたに過ぎなかった。その後は 1982 年の憲法でも「法律の範囲内における都市部労働者個人経営経済は、社会主義公有制経済の補完である」と認められたことから、個人経営の経営許可を拡大する動きが生まれた。ただし、初期段階の「会社法」制定前において民営企業の法的地位はあいまいであり、国务院の行政通達に頼った政策決定が行われていたのは国有企業の場合と同様である。

1983 年 4 月 13 日には「都市部非農業個人経営経済に関する国务院の若干の政策性規定

の補充規定」が公布され、国家のノルマを達成した後の余剰生産物の卸売りができるようになる等、参入できる分野の拡大が図られた。中国が個人経営の発展を容認したことにより、個人経営経済は拡大を続け、これが民営企業へと成長していくこととなった。その後、國務院が1988年6月25日に「私営企業暫定条例」を公布、同年7月1日に施行された。これにより、民営企業の発展が国家からもより支持されることになった。

1993年の「会社法」制定後は、会社形態を採る民間事業者に対し法人としての法的地位、権利、義務等が明確化された。また、会社形態を採らない民営企業についても一定の法整備がなされた。1997年2月23日に全人代常務委員会がパートナーシップ契約に基づく企業形態の法的地位を定めた「パートナーシップ企業法」を制定、同年8月1日に施行された。また、個人事業主形態に対する「個人独資企業法」を全人代常務委員会が1999年8月30日に制定し、2000年1月1日に施行された。

2.2.4 外資企業に関する法整備・法改正

改革開放前の中国の経済体制は「独立自主・自力更生」が基本であり、外国からのプラント輸入等はあっても外資企業の設立は原則として認められていなかった。しかし、1978年12月の三中全会で鄧小平が「解放思想、实事求是、團結一致向前看（思想を解放し、実際に即して対応し、一致団結して前を向く）」と題した演説を行い、法整備の重要性が強調される中で「外国人投資法」が例示され、さらに外国の先進的な管理経験を学ぶことが強調されたことから、外国企業の中国進出のための法整備が進められることになった⁹。

2.2.4.1 中外合弁企業法、中外合弁企業法実施条例

まず、全人代で「中外合弁企業法」が1979年7月1日に制定され、同年7月8日に施行された。次いで、國務院が1983年9月20日に「中外合弁企業法実施条例」を制定し、運用にあたっての細則が定められた。この時点で外資独資企業設立は法律上認められていなかった。

「中外合弁企業法」では、外国の会社、企業及びその他の経済組織または個人が中国政府の認可を経て中国の会社、企業またはその他の経済組織と共同で合弁企業を設立できること、合弁企業の設立にあたっては事前に中国外国投資管理委員会の審査認可を経なければならないこと、董事会を設けて中国側が董事長を務め、外国の合弁当事者が副董事長を務めること等が定められた。国有企業や民営企業に関連する法律とは趣を異にしている。この時点では外国の合弁当事者に経営主導権を握られることへの懸念が存在し、中国側に有利な構成になっていたといえる。また「中外合弁企業法実施条例」では、董事会において全会一致を要する決議事項として①合弁企業の定款の修正、②合弁企業の中途終了、解散、③合弁企業の登録資本の増加、分割、④合弁企業の合併、分割を定めており、合弁当事者の一方の思惑で簡単に重要な事項を決められない仕組みになっていた。

その後「中外合弁企業法」は1990年4月4日に全人代で改正が行われ、同日に施行された。その中で、設立の事前審査、認可は対外経済貿易主管部門が行うこと、合弁企業に対しては国有化及び収用を行わないこと、中国側と合弁側のどちらか一方が董事長を務める場合はもう一方が副董事長を務めること、合弁企業は国家の税収に関する法律や行政法規の規定により減税や免税の優遇措置が受けられること等が定められた。社会主義国で財産の私有を制限する中国が設立した合弁企業を接収するのではないかと外国の合弁当事者の懸念を払しょくするとともに、外国の合弁当事者からも董事長を出すことができるようになっていたことから、一転して外国の合弁当事者に配慮した形の改正だったといえよう。さらにWTO加盟前夜の2001年3月15日に全人代で改正が行われ、同日に施行された。改正後の同法では、従業員が「工会組織」を設立することが明記されたほか、合弁企業が調達する物資は中国から優先的に購入しなければならないとした改正前第9条2項の規定が第10条1項に改められ「合弁企業が許可された経営範囲内で必要とする原材料、燃料等の物資は、公平、合理的の原則に基づき、国内市場または国際市場から購入することができる」とし、自国を優先するという国際ルールとは合致しない規定が改められた。また、合弁企業の生産経営計画は主管部門に報告、届け出を行い、経済契約書の方式で執行しなければならないとした改正前第9条1項の規定は削除され、政府の関与を減らす改正が行われた。

「中外合弁企業法实施条例」は1986年1月15日、1987年12月21日に国務院によって小幅な改正が行われ、いずれも同日に施行された。WTO加盟前夜の2001年7月22日には「我が国の対外開放の新情勢の必要性に適応し、外商投資環境をさらに改善するため」に大幅な改正が行われ、同日に施行された。合弁企業の設立、運営の更なる簡素化が図られたほか、合弁企業設立を奨励、制限、禁止する分野については後述の「外資独資企業法実施細則」と同様、外商投資産業指導目録に沿って行われることになった。

2.2.4.2 外資独資企業法、外資独資企業法実施細則

1979年の「中外合弁企業法」に続き、外国資本が単独で企業を設立することを認める法律「外資独資企業法」が全人代で1986年4月12日に制定され、同日に施行された。同法は第3条で「外資企業の設立は中国の国民経済の発展に役立ち、かつ先進的技術や設備を採用するか、または製品の全てまたは大部分を輸出しなければならない。国家が設立を禁止または制限する外資企業の業種は国務院が別途規定する」と定めた。中国が先進的な技術や設備を持つ外国企業との協力で経済発展を図る一方、外国企業との競争によって国内企業がマイナスの影響を受けないように禁止や制限措置を講じたことがわかる条文となっている。その一方、第5条で「国家は外資企業に対し国有化や収用を行わない。特殊な状況の場合、社会の公共利益の必要性に基づき、外資企業に対し法律に従って収用を行い、相応の補償を行うことができる」とした。社会主義国である中国が国家権力によって一方

的に外資企業の資産を奪うことはないことを明記し、外国の企業設立希望者の懸念を払しょくする意図があったことが読み取れる。さらに、第 11 条で「外資企業の生産計画はその主管部門に報告し、届け出なければならない。外資企業は認可された定款に従って経営管理活動を行い、干渉を受けない」とした。政府に報告する義務はあるものの、政府が経営に干渉することはないことを明確にし、外資企業の懸念を払しょくする内容になっている。

「外資独資企業法」はその後、全人代常務委員会で 2000 年 10 月 31 日に改正され、同日に施行された。改正前第 3 条の「先進的技術や設備を採用するか、または製品の全てまたは大部分を輸出しなければならない」の文言が「国家は製品の輸出を行うか、または先進的技術を有する外資企業の設立、運営を奨励する」と改められたほか、第 11 条の「外資企業の生産計画はその主管部門に報告し、届け出なければならない」の文言は削除された。WTO 加盟を控え、より外資企業の自由な経営を保障する改正を行ったといえる。

「外資独資企業法」の具体的運用を定めた「外資独資企業法実施細則」は 1990 年 10 月 28 日に国务院の承認を経て同年 12 月 12 日に對外経済貿易部が公布、同日に施行された。

「外資独資企業法実施細則」では第 4 条で外資企業の設立を禁止する業種として①新聞、出版、ラジオ、テレビ、映画、②国内商業、對外貿易、保険、③郵便通信、④中国政府が外資企業の設立を禁止すると規定したその他の業種とし、第 5 条で外資企業の設立を制限する業種として①公共事業、②交通運輸、③不動産、④信託投資、⑤リースを定めた。これらの業種に外資が参入することが中国の国家体制に大きな影響が出ると判断したものとみられる。

その後、同実施細則は 2001 年 4 月 12 日に国务院が改正を行い、同日に施行された。この改正で、第 4 条と第 5 条の統合が行われ、新たな第 4 条として「外資企業の設立を禁止または制限する業種は国家の外商投資方向産業規定及び外商投資産業指導目録に従って行う」と規定された。これにより、外資独資企業の進出は外商投資産業指導目録に従って奨励類、制限類、禁止類に細かく分類されることになった。全人代の定める法律や国务院が公布する条例ではなく、外商投資産業指導目録に従って行われることから、運用の面でより機動的な対応ができるようになったといえる。

尚「外資独資企業法」も「外資独資企業法実施細則」も「会社法」や「中外合弁企業法」で定めるような「股东会」「董事会」「監事会」といった機構の設置は定められておらず、2001 年に改正された「外資独資企業法実施細則」においても、企業設立申請書に法定代表人や組織形態を明記することが第 14 条で、定款で組織形態や内部組織機構及びその職権等を定めることが第 15 条で要求されているのみであることから、外資独資企業は他の企業形態に比べて柔軟な組織形態を採ることができる内容になっている。

2.2.4.3 中外合作経営企業法、中外合作経営企業法実施細則

外資企業の形態では、中国の合弁当事者と外国の合弁当事者が出資比率に応じて利益や責任を分担する合弁企業のほかに、出資比率によらず企業設立時の契約内容によって利益や責任を決定する「中外合作企業」が認められ、当該形態の法律が1988年4月13日に全人代で制定され、同日に施行された。合作企業は契約内容によって利益配分や責任分担が決まるために柔軟な形態を採ることができ、外国側の合作者が中国側の合作者と協力して設立しやすいメリットがあったと指摘されている。執行機関は「董事会」または「共同管理機関」と定められ「中外合作経営企業法実施細則」で董事長や共同管理機関主任を一方の合作当事者が務めた場合はもう一方の合作当事者が副董事長や共同管理機関副主任を務めることが定められ、外国の合作当事者でも董事長や共同管理機関主任に就任できることが明記された。1979年に制定された「中外合弁企業法」では董事長は中国側が務めると定められていたことから見れば、より外国側に有利な条件で法整備をしたといえる。

その後、1995年9月4日に対外貿易経済合作部が「中外合作経営企業法実施細則」を公布、同日に施行された。同実施細則で合作企業は法人格を持つものと持たないものがあることが明記され、法人格を持たない合作企業は民事の法律に従い責任を負うこと等が規定された。

「中外合作経営企業法」はその後、2000年10月31日に全人代常務委員会において小幅な改正が行われ、同日に施行された。

2.3 WTO加盟後（2001年～2021年）

1995年1月に世界貿易機関（WTO）が発足した。中国は同年7月に加盟申請を行い、加盟交渉を経て2001年12月11日に正式に加盟した。中国のWTO加盟は改革開放政策を堅持し、さらに市場開放を進め、経済ルールを中国独自のものから世界共通ルールとリンクさせることを意味した。ここではWTO加盟が中国の企業体制改革に関する法整備に与えた影響を概観する。

2.3.1 全企業形態共通の法整備・法改正

2.3.1.1 憲法

1999年の憲法改正により、個人経営経済や私営経済は社会主義市場経済の重要な構成部分に格上げされ、国家は個人経営経済、私営経済の合法的権利と利益を保護し、国家は個人経営経済、私営経済に対し指導、監督と管理を行うとされたが、2004年の憲法改正ではさらに踏み込み「国家は個人経営経済、私営経済等の非公有制経済の合法的な権利と利益を保護する。国家は非公有制経済の発展を奨励し、支持し、指導するとともに、非公有制経済に対し法に基づいて監督と管理を行う（04年憲法。第11条2項を改正）」とした。非

公有制経済の発展を国家が全面的に支えることを明確にしたものであり、WTO 加盟後の民営企業や外資企業の発展の権利を憲法で保障する意味合いを持つものであった。尚、99 年の憲法改正では資本家を共産党に取り込む理論的裏付けとなった「3 つの代表」重要思想も毛沢東思想、鄧小平理論と並ぶ重要なものとして憲法前文に加えられた¹⁰。

これに対し、2018 年の憲法改正では経済体制に直接関わるような改正は行われなかったが、従来の憲法第 1 条第 2 項の「社会主義制度は中華人民共和国の根本的な制度である」の後に「中国共産党による指導は、中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である」との文言が加えられ、中国共産党による指導が憲法で明記された¹¹。

2.3.1.2 会社法

「会社法」は WTO 加盟後、数次にわたって調整が行われ、2004 年 8 月 28 日、2005 年 10 月 27 日、2013 年 12 月 28 日、2018 年 10 月 26 日にいずれも全人代常務委員会で改正された。施行日は 2004 年改正が同日、2005 年改正が 2006 年 1 月 1 日、2013 年改正が 2014 年 3 月 1 日、2018 年改正が同日である。

2004 年の改正は「額面金額を超えて株式発行価格とする場合は国务院の証券管理部門の許可を得なければならない」と規定していた第 131 条 2 項を削除するという小幅なものであった。これに対し、2005 年には新規 44 条、削除 13 条、改正 91 条という大幅な改正が行われた。曹康泰国务院法制弁公室主任が全人代常務委員会に説明した資料によれば、主な改正の意図は以下のようなものであった¹²。

①会社設立の制度を改正し、社会の資金を広範に調達し、経済の発展と雇用の拡大を促す、②コーポレート・ガバナンスを改善し、内部監督制約メカニズムを健全化し、会社の運営効率を向上させる、③株主の合法的権利及び社会の公共利益の保護を健全化し、投資を奨励する、④上場会社のガバナンスを規範化し、上場会社及びその関係者の法的義務と責任を厳格化し、資本市場の安定的かつ健全な発展を推進する、⑤会社の融資制度を健全化し、資本市場が国民経済の発展に果たす推進機能を十分に発揮させる、⑥会社の財務会計制度を調整し、会社の運営と監督管理の実際のニーズを満足させる、⑦会社の合併、分割及び会社の清算制度を改善し、債権者の合法的利益の保護を基本として、資本の再編と流動のために便宜を図る、⑧会社の社会的責任を強調し、関係者の信用誠実の準則を確立し、社会信用制度作りを促進し、市場経済秩序と社会の公共利益を維持する、⑨従業員と会社の管理層の意思疎通ルートを作り、従業員の利益を着実に保護する、⑩一人有限会社について規定する、⑪国有独資会社の規定を調整する、⑫共産党の基層組織の建設について規定する。

これらの改正や調整により、会社設立時の最低登録資本金は例外がある場合を除き、どの業種でも統一的に 3 万元に引き下げられたほか、資本金の払い込みは初回を 20%以上とし、その後は会社設立の日から 2 年以内に払い込みを完了させればよいと規定された（投

資性会社の場合は5年以内)。また、董事会や監事会の機能強化が図られ、株主の利益保護が強化される等、より市場経済のメカニズムに適合した法律となった。

2013年の「会社法」改正では、会社設立の条件としての最低登録資本金が撤廃され、株主が出資金の払い込み後に確認機構が発行した証明書を取得しなければならないとの規定も削除された¹³。

2018年の改正では、自社発行株式購入の規制を定めていた第142条が改正、緩和され、従業員へのストックオプションや転換社債への活用も可能になった¹⁴。

このような一連の改正を通じ、中国は会社の設立や運営を効率化して市場経済に合致させていくとともに、内部、外部による統制機能を法律面からも強化していったといえる。

2.3.2 国有企業に関する法整備・法改正

2002年の中国共産党第16回全国代表大会で国有資産管理体制を経済体制改革の深化における重大な任務と位置付けたことを受け、2003年3月24日には国务院の直属機構として中央企業（金融類の企業を除く）を管理する国有資産監督管理委員会が設立された。

中国は「抓大放小（大きいものはしっかりとつかみ、小さいものは解き放つ）」の方針の下、中小規模の国有企業を中心に株会社化等の方式を通じて民営化を進めてきたが、その中で国有資産の不適切な形で流失が多発した。この事態に対応するため、国务院国有資産監督管理委員会は2005年8月25日に「企業国有資産評価暫定規則」を制定し、同年9月1日に施行された。

その後、全人代常務委員会で「企業国有資産法」が2008年10月28日に制定され、2009年5月1日に施行された。これを受け、国务院国有資産管理委員会は2009年6月15日に「企業国有財産権取引取扱規則」を制定し、同年7月1日に施行された。

WTO加盟後の国有企業に関する法整備は、国家が重要とみなす分野の国有資産の不適切な流失を効果的に防止しつつ、国有資産の適切な流動をいかに図っていくかに重点があったと考えられる。

2.3.3 民営企業に関する法整備・法改正

民営企業に関する法改正については、全人代常務委員会が2006年8月27日に「パートナーシップ企業法」を改正し、同年7月1日に施行された。同法は新規26条、削除2条、統合4条と大幅に改正され、主に有限責任パートナーシップ制度の新設、法人のパートナーシップ企業への参画の明確化等が規定された。

また、民営企業に関する法整備が「会社法」という上位法によって行われたことにより、国务院が1988年に公布していた「私営企業暫定条例」は2018年3月19日に廃止された¹⁵。

このようなことから、尹（2012）の指摘する通り¹⁶、民営企業に関する法整備は、基本的に国有企業もその対象となる「会社法」によって一本化されており、民営企業に特化した

規定は減少しているといえる。

2.3.4 外資企業に関する法整備・法改正

外資企業の設立、運営に関わる「中外合弁企業法」「外資独資企業法」「中外合作経営企業法」は全人代常務委員会が2016年9月3日に改正し、同年10月1日に施行された。これは2013年に上海市で設立され、その後、天津市、広東省、福建省にも設立された「自由貿易試験区」で実験的に行われていた「外資企業の参入前内国民待遇とネガティブリストによる管理」が全国で展開されることになったのを受けて行われたものである。例えば「中外合弁企業法」では第3条で設立認可、第13条で合弁期間、第14条で合弁契約の終了に関する審査を規定しているが、改正後の同法第15条で「合弁企業の設立、運営が、国家が実施を規定する参入特別管理に関わらない場合、本法第3条、第13条、第14条に規定する審査認可事項について届け出管理を適用する。国家が規定する参入特別管理措置は国务院が公布し、または承認した上で公布する」と規定されたことにより、合弁企業の設立、運営は国务院が公布するネガティブリストに記載されていない限り、届け出による管理となった。「中外合作経営企業法」でも国家の認可が必要であると規定された第5条（設立）、第7条（契約変更）、第10条（権利と義務の譲渡）、第24条（合作期間）が、新設された第25条によって基本的に届け出をするだけでよくなった。「外資独資企業法」も認可が必要とされた第6条（設立）、第10条（変更登記）、第20条（経営期間）は新設された第23条によって基本的に届け出による管理となった。

また、後述する「外商投資法」の制定によって外資企業に関する法律が一本化されたことにより、「中外合弁企業法」「外資独資企業法」「中外合作経営企業法」及びその具体的な運用を規定した「中外合弁企業法实施条例」「外資独資企業法实施细则」「中外合作経営企業法实施细则」は廃止された。

このように、中国は改革開放後、国内企業へのマイナスの影響を懸念しながらも外資企業の進出を望み、出資形態や経営方式別に別々の法律を制定しつつ慎重に対応してきた。WTO加盟後は徐々に外資の参入分野を拡大していった。そして「外資企業の参入前内国民待遇+ネガティブリスト管理方式」が確立して後は国内企業との区別をなくしていく方向に進み、外資に関する3つの法律の一本化が行われた。

3. 外商投資法の制定

全人代は2019年3月15日に「外商投資法」を制定し、2020年1月1日に施行された。同法第42条に「中外合弁企業法」「外資独資企業法」「中外合作経営企業法」が施行日と同時に廃止されることが明記され、外資企業に関する法律が一本化された。また、これに合わせて国务院が「外商投資法实施条例」を2019年12月12日に制定し、2020年1月1日に施行さ

れた。同時に「中外合弁企業法実施条例」「外資独資企業法実施細則」「中外合作経営企業法実施細則」は廃止された。

「外商投資法」は第2条で適用範囲を「中国国内における外商投資」と定め、外商投資の定義を「外国の自然人、企業またはその他の組織（以下「外国投資者」）が、直接的または間接的に中国国内において行う投資活動を指す」とした。単に外国投資者が企業を設立、運営するのみならず、中国国内での株式売買やプロジェクトへの参画も範囲に含まれることを明記した。

「外商投資法」とこれまでの外資に関する法律との最大の違いは第4条で定めた「参入前内国民待遇＋ネガティブリストによる管理」である。参入前内国民待遇とは「投資参入段階において外国投資者及びその投資に対して本国投資者及びその投資に与える待遇を下回らない待遇を与えることをいう」と定義された。企業設立の事前審査や外資のみに設定された各種制約を撤廃する画期的な措置であった。ただし、国家が特定分野において外商投資に対し実施することを定める参入特別管理措置を「ネガティブリスト」として記載し、そこに記載されていることについては禁止や制限を行うことができるとされた。即ち、ネガティブリストに記載されていない事項について外資企業は中国内資企業と同等の扱いを受けることになった。

また、「外商投資法」の大きな特徴として第31条で「外商投資企業の組織形態、組織機構及びその活動準則については『会社法』、『パートナーシップ企業法』等の法律の規定を適用する」と明記されたことが挙げられる。「会社法」では第217条で外資企業に関する法律に別途規定がある場合はその規定を利用すると定めていたが、「外商投資法」第31条により、同法施行後に設立される外資企業はその形態に関わらず「股东会」「董事会」「監事会」を設立することが要求されるようになった。さらに「外商投資法実施条例」第44条では、外商投資法施行前に設立された外資企業は同法施行日から5年以内に「会社法」や「パートナーシップ企業法」等の規定に基づいて、組織形態、組織機構等の変更を行うことが定められた。変更を行わなかった場合、2025年1月1日から市場監督管理部門が変更を行わなかった外資企業のその他の申請手続きを行わないとしている。

外資企業への配慮としては「外商投資法」第14条で優遇措置を受けることができると規定されていることや第22条で知的財産権の保護を規定していること、第24条で法律や行政法規の根拠がない場合は政府が外資企業の経営活動に干渉してはならないと定めていること、「外商投資法実施条例」第24条で行政機関が外国投資者及び外資企業に不当に技術移転を強制するのを禁止していること等が挙げられる。

以上のような状況から「外商投資法」は参入については外資企業を中国内資企業と同等に扱うことで参入条件や分野を緩和し、優遇措置は継続して外資誘致を継続する一方、コーポレート・ガバナンスの面では外資企業の特殊な状況を調整し「会社法」や「パートナーシップ企業法」との一本化を図る等、外資企業と中国内資企業の条件や待遇を一本化する方向を明確に打ち出したといえる。

4. おわりに

中国の企業体制改革における法整備は改革開放から本格始動した。それまでは法的地位のあいまいだった国有企業を政府部門から切り離すべく「所有権と経営権の分離」が行われ、その後に会社として位置付けるための法整備が行われた。また、改革開放により中国は社会主義市場経済を行うことになったが、民営経済の発展を容認する段階を経て支持する段階に至ったため、民営企業のための法整備も行われた。その後、現代企業管理制度の確立を目指して国有企業も民営企業も「会社法」や「パートナーシップ企業法」による管理が行われるようになった。外資の導入も行われ、外資企業に特化した法整備も行われた。外資企業に関する法律は当初、中国内資企業へのマイナスの影響を避けるための各種制限が設けられていた。しかし、WTO に加盟するためには内資企業と外資企業に対する公平な競争環境が求められたため、中国は WTO 加盟前夜で大幅な法改正を行い、外資企業の活動を規制する措置が見直された。その後、外資企業の管理は「参入前内国民待遇＋ネガティブリスト管理」というモデルが確立し、3 つ存在していた外資企業に関する法律は一本化された。外資企業に対しては政策面での優遇措置は残るものの、管理面では「ネガティブリスト」に記載のある中国が外資企業の参入を認めない分野を除き、中国内資企業と同等のやり方に統一する方向を目指しているといえる。

このように、中国は改革開放後、国有企業が大部分を占めていた現実から出発し、順調な経済発展を阻害していた国有企業の管理モデルを「改革」して近代的な企業運営を目指す一方、政府の干渉を受けずに比較的自由な経済活動が行える民営企業の発展を容認、支持することで経済発展の活力を引き出そうとした。同時に、近代的な管理や技術を持つ外資企業の誘致は「開放」の一環であったが、国内企業への影響を回避するため「踏み石を触りながら河を渡る」といわれるように各種制限を設けて極めて慎重に行われた。中国の法整備はこのような大方針を踏まえつつ、各段階において形態別に行われ、現在まで進められてきた。

本稿では中国の企業体制改革における法整備を制度史的視点から分析したが、このような法整備が中国内資企業や外資企業に与えてきた影響や今後与えうる影響についても分析していく必要がある。特に会社に「党組織」を作るといった中国独自のルールがある中、国有企業と外資企業を同じ法律で管理する方向性が「公平な競争環境を提供する」といえるかどうかについても検討する余地があると思われる。また「独占禁止法」や「契約法」等、経済活動に密接に関連する周辺の法整備の状況及びその意義についても考察する必要があるが、それは別稿で行うこととしたい。

【注】

- ¹ 小宮隆太郎（1989）『現代中国経済』東京大学出版会
- ² 葉剛（2012）「生産手段の私有化をめぐる中国制度変容の史的道程」『国際文化研究科論集』第20号 171-180 東北大学外学院国際文化研究科
- ³ 周蓓（2010）「中国における国営企業の民営化改革に関する法的研究」『一橋法学』第9巻2号 193-248 一橋大学大学院法学研究科
- ⁴ 張紅（2008）「中国における企業財務・会計の法則」『北東アジア経済研究』第5巻1号 1-9 岡山大学大学院文化科学研究科
- ⁵ 尹秀鐘（2012）「【12—017】中国会社法序論」Science Portal China
https://spc.jst.go.jp/experiences/chinese_law/12017.html（参照 2021年9月25日）
- ⁶ 川井伸一（2008）「中国の会社の歴史的な性格—法人の二重性の観点から」『中国経済研究』第5巻第1号 5-18 中国経済学会
- ⁷ 中国政府網「中華人民共和国大事記（1978年）」
http://www.gov.cn/test/2009-10/09/content_1434294.htm（参照 2021年9月15日）
- ⁸ 中国人大網「中華人民共和国憲法（1982）」
http://www.npc.gov.cn/wxzl/wxzl/2000-12/06/content_4421.htm（参照 2021年9月15日）
- ⁹ 人民網「解放思想、实事求是、團結一致向前看（1978年12月13日）」
<http://www.people.com.cn/item/sj/sldlr/dxp/B101.html>（参照 2021年9月15日）
- ¹⁰ 中国政府網「中華人民共和国憲法」http://www.gov.cn/guoqing/2014-03/21/content_5043907.htm（参照 2021年9月15日）
- ¹¹ 「『中華人民共和国憲法』全文公布」『人民日報』2018年3月13日
- ¹² 中国人大網「關於『中華人民共和国公司法（修訂草案）』的說明」
http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2005-10/27/content_5343120.htm（参照 2021年9月15日）
- ¹³ 中国人大網「中華人民共和国公司法」
http://www.npc.gov.cn/wxzl/gongbao/2014-03/21/content_1867695.htm（参照 2021年9月15日）
- ¹⁴ 中国人大網「中華人民共和国公司法」
<http://www.npc.gov.cn/npc/c12435/201811/68a85058b4c843d1a938420a77da14b4.shtml>（参照 2021年9月15日）
- ¹⁵ 中国政府網「國務院關於修改和廢止部分行政法規的決定」
http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-04/04/content_5279815.htm（参照 2021年9月15日）
- ¹⁶ 同「注5」

【参考文献】

1. 井手啓二（2018年）「中国国有企業改革の現段階」『立命館経営学』第56巻6号1-14 立命館大学経営学会
2. 尹秀鐘（2012）「【12-017】中国会社法序論」Science Portal China
https://spc.jst.go.jp/experiences/chinese_law/12017.html（参照 2021年9月25日）
3. 射手矢好雄（編集代表）（2020）『中国経済六法 2020年版』日本国際貿易促進協会
4. 射手矢好雄・石本茂彦（編集代表）（2021）『中国経済六法 2021年版増補版』日本国際貿易促進協会
5. 川井伸一（2008）「中国の会社の歴史的な性格—法人の二重性の観点から」『中国経済研究』第5巻第1号5-18 中国経済学会
6. 黄劍毅（2004年）「中国におけるコーポレート・ガバナンスに関する一考察」『桃山学院大学環太平洋圏経営研究』第5号113-135
7. 小宮隆太郎（1989）『現代中国経済』東京大学出版会
8. 朱曄（2014）「中国における会社解散法制の運用実態：会社法および関連する司法解釈の適用を中心に」『静岡法務雑誌』第6巻67-82 静岡大学法科大学院
9. 周蓓（2010）「中国における国営企業の民営化改革に関する法的研究」『一橋法学』第9巻2号193-248 一橋大学大学院法学研究科
10. 徐治文（2016）「外商投資企業法の変遷と展望」『追手門経営論集』第22巻2号21-34 追手門学院大学経営学会
11. 高木喜孝・俞浪瓊（2008）『中国のWTO加入と法整備「社会主義的市場経済の法と制度」』明石書店
12. 丹野勲（2009）「中国の会社法・外資法とコーポレート・ガバナンス」『国際経営論集』第38号53-66 神奈川大学経営学部
13. 張紅（2006）「新中国会社法における管理機構について」『北東アジア経済研究』第3巻1号33-39 岡山大学大学院文化科学研究科
14. 張紅（2008）「中国における企業財務・会計の法則」『北東アジア経済研究』第5巻1号1-9 岡山大学大学院文化科学研究科
15. 白抒梅（2001）「国営企業から株式会社への中国の国有企業改革」『一橋研究』第25巻4号55-79 一橋研究編集委員会
16. 葉剛（2012）「生産手段の私有化をめぐる中国制度変容の史的道程」『国際文化研究科論集』第20号171-180 東北大学外学院国際文化研究科

Legislation in the Company System Reform in China

Gang Ye, Yuki Izumikawa

Abstract

This paper summarizes and gives observations how China developed laws related to the establishment and operation of companies after the implementation of China's economic reform policy. Before the economic reform, state-owned enterprises, which were merely the execution unit of the government's production plan, accounted for most of the economic activities. Progressing economic reform policy, development of private economy was accepted and approved, and foreign capital had introduced. Therefore, the legislation was promoted separately in state-owned enterprises, private enterprises, and foreign-owned enterprises, as well as those common to all forms such as the Constitution and the Corporate Law, and each was carefully promoted. However, with China's accession to the WTO, the aim was to create a fair and equal environment for domestic and foreign companies, and the three separate laws regarding foreign-owned companies were unified on January 1, 2020. The Foreign Investment Law has been enforced. By organizing these processes, it was confirmed that China is trying to establish common rules as much as possible, regardless of whether it is state-owned, privately owned, or foreign-owned.

Key words: Economic reform policy, Company structure reform, Legislation, Join the WTO,
Foreign Investment Law